

## 農地法による許可申請書添付書類説明書

記載事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人の場合には氏名欄に名称及び代表者の氏名、住所欄には主たる事務所の所在地を、職業欄にはそれぞれ記載する。</li> <li>2. 利用状況欄には普通畑、果樹、自給野菜等を記載する。</li> <li>3. 転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要欄には工事計画が長期に渉る場合には、できる限り工事を6ヶ月単位に区分し記入すること。</li> <li>4. 転用の目的については、出来るだけ詳細に記入すること。</li> </ol>
申請書等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法の規定による許可申請書記載の注意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請人の印鑑は実印で押印し、上部に捨印を押すこと。</li> <li>(2) 申請人のそれぞれの電話番号、氏名フリガナを記入すること。</li> <li>(3) 建築物等の工期・所有面積及び、私道等の場合縦・横長さの記入。 建築確認申請の申請予定日。</li> </ol> </li> </ol>
添付書類等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印鑑証明書（4条申請の場合は申請人、3条5条の場合は譲受人と譲渡人のそれぞれ）<span style="float: right;">1通ずつ</span></li> <li>2. 登記簿謄本（全部事項証明書・申請日以前3カ月以内に取得したもの）<span style="float: right;">1通</span></li> <li>3. 公図写し<span style="float: right;">1通</span></li> <li>4. 大島地図による申請地記載及び見取り図<span style="float: right;">1通</span></li> <li>5. 建物、施設の平面図<span style="float: right;">1通</span></li> <li>6. 申請地の隣接に耕作者がある場合は承諾書、所有権以外の権利者がある場合は同意書（登記簿に権利の設定がなされている場合は原則として末梢のこと【根抵当権・抵当権・仮登記等】）<span style="float: right;">1通</span></li> <li>7. 法人の場合は定款及び意思表示（申請に係る事項）を示す議事録等<span style="float: right;">1通</span></li> <li>8. 当該事業に関連する許、認可を証する書面又は写し<span style="float: right;">1通</span></li> <li>9. 山林に転用の場合は造林計画書を詳細に記載すること<span style="float: right;">1通</span></li> <li>10. その他必要な事項（農業委員会の求める転用等に係る参考資料）<span style="float: right;">1式</span></li> <li>11. 資金調達について確認できる書類（預金残高証明書、融資申込書の写し等）<span style="float: right;">1通</span></li> </ol>

○お問合せ先： 〒100-0101 東京都大島町元町1丁目1番14号  
 東京都大島町役場 観光産業課 農業係 04992-2-1446（直通）